

の点も聞かせてください。

それと、私は九月議会にも六月議会にも保育料は負担金ではなくて使用料ということを何回も質問してきましたので、これは見解の相違ということもあるでしょうし、今後私は使用料というふうに当然考えるべきだというふうに思うのです。そして、議会を無視するのではなくて、使用料ということであると条例を設置して、議会の議決を経て決める、このわけですから、これは全国を見ましても、広島市ではもう数年前からこういうふうにやっているわけです。ですから、私はそういう点で、保育料については、そういうふうにしていくべきじゃないかということも再度強調したいと思うのです。

その点については、できれば市長よりも企画財政部長あたりにどういうふうにかんがれられているのか、これまでも厚生省の見解がありますけれども、こういうふうにおっしゃっている専門家の先生方もいられるわけです。それで現に広島市ではそういうことをやっているわけですから、そこを今後、行政側としても検討していただけるのかどうか聞かせてください。

それと、これは当初予算の中にも出たことなのでありますが、大體その専門委員会の八名の方たちの推薦の仕方ですね。幼稚園の先生とか、保護者会の会長

とか、厚生委員が二名とかいうことはよく存しているわけなのでありますが、このようにされた根拠は五十一年度のときの保育料の改定の際と同じようにしたということも聞いたわけですが、ですから、それではさかのぼってみまして、同じようにした根拠はどこにあるのかということもちょっと聞かせてください。

それと、都立保育園の移管については、市長のいまの答弁で市民の要望書も出ているので、このようにしていきたいということは、私はいまの福生市の保育行政、今後の保育行政を考えた上で、当然財政的にも保育内容を見ましても当然処理していくべきだと思っております。それで市長のいまの考え方をずっとこのまま継続していき、何とか移管に反対する態度を東京都にも強く表明していただきたいというふうに思うのですが、九月八日に福祉局の次長が訪問されました。そのときにどういうことがあったのか。それと、個別協議ということも十月の十日から十二日の三日間のうちに、東京都では全市を訪問したということを言っているのです。それで福生市ではどうだったのか、それを聞かせてください。

それと、健康センターの充実ですが、市長の基本方針に沿って努力していき、たい。一番厳しい財源でということですが、私は率直に言って四万九千市民の健康の予防が四人の職員でできるのかどうかということなのであります。

確かに私は、健康センターの職員の方々が非常に努力されて、赤ん坊の検診から始まりまして、小学校、中学校の集団予防接種とか成人病とか、お年寄りの対策までやっているわけですね。それでは、私はとても大変だろうと思うのです。しかも、これまで係長と保健婦とを兼務をやっておられた方が退職されて、言ってみればベテランなわけですね。そのベテランの方が退職されて、保健婦が一人もない、中でこの健康センターを維持して管理していく、そして市民の健康を守るということでは、私は幾ら職員の方が努力をされても限度がある（「残っている人もベテランだよ」と呼ぶ者あり）。それで、来年度からは一歳六カ月検診もやるように聞いています。いろいろな事業を私も要求して、それらのことを本当に市民には必要だというふうに考えられて、子宮がん検診、乳がん検診もやられてきたのはとても感謝するのですけれども、市民に喜ばれるためには、それなりの態勢を整えるということが基礎ではないかと思うのです。健康を害され、御主人が病気で倒れられれば福祉部の方へ行つて生活保護を受ける方も出てきますでしょうし、御両親がぐあい悪くなれば、今度は子供たちの成長がうまくいかなくなり、教育委員会の方へ行くということはあるわけです。ですから、市民の健康ということが市行政全体の源であるというふうに思うのです。そういう立

場に立つて考えられたら、私はいまのままの職員の数をやっていくということは、限度があるし、職員の方にこれ以上望むというのは無理強いをすることになるのではないかと思うのです。ですから、私は市長に健康センターについてどういうふうに考えられているのか。

たとえば、ケースワーカーが四人だから健康センターも四人でいいというふうな安易な考え方で人員を配置するということは、それは絶対まずいというふうに思うのです。ケースワーカーが多いということではないのです。まだまだ足りないと思うのですけれども、そういう点では、市民に直接かわり合ひのある職員をもつこともふやすということが、福生市のこれからの行政を健全に行っていくという意味からも基本的なことだと思うのですけれども、そこいら辺のことをお聞かせいただきたいと思うのです。

それと、保健婦については今度採用する方の希望でしようが来年度の四月からということになりますけれども、もともと十月に退職するということは大体目安がついたわけですね。それが来年度の四月にならなければ採用できないということでは、そこに穴を開けてしまうというところなので、その点とても急慢だったのじゃないかと思うのです。十月に退職するということがはっきりしているならば、二十日の四月からでも採用して、その保健婦との引き継ぎ

を十分に行う手はあつたのじゃないかと思うのですけれども、そういう点では、いまの健康センターの考え方がちよつと違ふので、そういうふうになるのかもしれませんが、普通それは考えられないと思うのです。保健婦を採用するに当たつて、担当部長の方で何かそうせざるを得ないような状況があつたのかどうかお聞かせください。

○市長（田村匡雄君） 自席からお答えいたしますが、保育料徴収基準改定の関係でございますけれども、この件につきましても、二点、諮問したわけでございまして、負担の徴収金の改定ということ、それから諮問の二点いたしましたして、五十八年度以降保育料徴収基準の改定の二点を諮問したわけでございまして、そういう意味からいたしまして、私もさつき申し上げたとおりに、五十八年についても各近隣市町それからそういうことも勘案いたしまして、福生市ではそのようなことが一番適切だと思ひましたら、五十八年度に必ず改定をするということではなく、そのように改定をしてもいいという諮問でございますので、そのように御答弁申し上げたということでございまして、御理解をいただきますと思います。

その他の健康センターの関係とか、その他人員の関係については、部長なり助役から答弁いたします。

○助役（古谷徳男君） 自席からお答え申し上げます。

都立保育園の移管の問題で、都の福祉局の次長あるいは職員が来て、そういう移管の内容についての状況はこうだと、こういうことでございすけれども、九月の八日は、次長とそれから後は、職名はちよつと覚えてはおりませんけれども、課長程度が随行で来たようでございます。私と福祉事務所長であつた須崎君と会つたわけでございます。市長は留守だつたのですけれども、そのときには一応次長が新任の次長というわけで、あいさつがてらと、こういうこともございしました。

それで、内容につきましては、東京都の内部におきまして、財政問題に絡んで、都と市町村のそういう事務の役割的な問題の検討をするための検討委員会があるわけですが、その検討委員会が実は前日の九月七日にやつてゐるということ、その中で都立保育園の移管問題も検討委員会では一応やむを得ないのではないかとの結論になつたということ、ぜひ、ひとつ来年の四月一日をめどに移管してほしいのだと、市の方に引き取つてほしいのだと、そういうふうな要望があつたわけでございます。

それで、私もいたしまして、福生の場合、いまなかなか財政問題も大変だし、

特に市議会においても意見書が議決されていると、こういうことではなかなかそう言つても応じかねるのだというお返事は申し上げておたわけでございます。その日は、何とかお願いいたしますというところだけで帰つていったわけでございます。その後、都からは十一月十二日ですが、福祉局の方の主幹がまいりまして、一応前にも福祉局の方から次長が来ているとおり移管をお願いしたわけでも、そのときには、その移管の内容というのは公設、公営でやつてもらいたいと、それから保母さんは全部引き取つてもらいたいと。それから、土地については無償で貸与するとか、そういうような条件を持つてまいつたのですけれども、それについても私の方としては受け入れられないと、こういうふうな話だけで終わっております。

以上、東京都からはいまのところこの程度で、個別に突っ込んだ話はまだ入っておりません。

○企画財政部長（生子国利君） 先ほど御質問で使用料が負担金かの見解でございますが、法的には応益原則という問題でこれは負担金であるという解釈でございます。なお、ほかの市等においてもそれぞれの財政規模によつて相当の負担をしていると思ひますが、やはり先ほど言われました市等においても、よほど財政が豊かでない限り、

それについては処置し切れません。やはり、その市などの財政規模によつてあらゆる処置をしていくと。しかし、法的原則はあくまでも負担金であるということで、今後ともその方針を進めていくということでございます。

○福祉部長（須崎進君） 専門委員八名の方につきまして前回と同じではないかということでございますが、これは当初予算のときにも御指摘をいたしまして、その中で従来でございますと民生委員が福祉には二地区ありまして、その正、副総務が専門委員として御審議を賜つたわけでございますが、今回は総務のみにいたしました。御指摘に沿ひまして保護者の代表一名、それから社協の理事一名、社協は母子福祉協議会の会長さんということもございまして、それらの方々を今回御審議をしていただくというところでございまして、全く五十一年度はそういう面で違つていくということでございます。

○総務部長（浅見裕康君） 私どもは保健婦の対応の関係につきまして、遅れた理由を答弁します。

御案内かと思ひますが、福生市は保健婦さんが非常に不足をしているということ、私どもも保健婦募集について、どのくらい応募してくるかというふうな疑問があつたわけでございますが、幸ひにして七月の募集時点では一名の方が応募され

ましたが、それが試験の当日に実は辞退というふうな結果になりました。したがって計画といひまして当然、十月一日の補充ということを考えて対応したわけでございます。そういうた事情で再募集をした結果、九月にさらに応募者を出して、その方を面接その他において内定をしております。

それで、すぐ就職ができないという理由につきましては、本人が現在勤めておられます場所におきまして、年間の事業計画をみずからつくったということでございます。三月いっぱい計画が入っておりますので、それを終わらせてから就職をしたいというふうな気持ち、非常に強くて、私どもも何とか福生市の実情を訴えて、すぐに就職していただきたいというふうなお話を申し上げたのですけれども、そういうた事情で四月一日から勤めさせていたきたいというふうなことでありまして、その間、確かに御指摘をいただきました結果に相なつたわけでございます。一応そういうた事態が起りましたので、現在のような結果に相なつた次第でございますので、御了承をお願いいたします。

○十一番（原 敏子君）専門委員会のことなのですけれども、いま市長に質問した中で、二番目は五十八年度以降の問題も質問したのですけれども、それでしたら、じゃ今後答申では国基準の五〇％を基本にということになっているわけですね。

市長はさつきから答えられておりますけれども、そうすると、今後五十八年度以降の保育料の値上げを考えたときに、専門委員会をつくるのか。これはつくるといふふうになつておりますけれども、こゝしはこゝもかくとして、今後五十八年度はどういうふうにされるのか。私は諮問する時点で五十八年度以降のことを諮問するという点ではこれはちょっとまずいんじゃないかなと思うのですけれども、諮問されて結果としては方針が出たわけですから、その点をひとつ聞かせてください。

それと、いまの須崎部長のおれですけれども、専門委員のメンバーなのですけれども、それはよく存じているわけです。初めて保護者の代表が一人入ったということにはよく承知しています。しかし、その方が保護者の代表なのかどうなのか。言ってみれば、福生市には十二園の保育園があつて、保護者会がそれぞれの保育園でできております。その横のつながりの保護者会連合会というのがあるわけですね。その中で市としては、保護者の方を一人入れたというふうに解釈をされるのじゃないかと思うのです。たとえば、この入られた方がその各十二園の保護者会の役員さんを集めて、じゃ私が代表で行つて来ますということになれば、保護者会の代表ということになるでしょうけれども、そうでなくて、たゞその方が市の方から委任されたということでは行かれた場合は、まづその保育所を利用して

いる一人の保護者というふうな形にやないかと思うのですけれども、そこがどういうふうになっているのか聞かせてください。私は、ちよつと個人的に行かれたのじゃないかと考えるのですけれども、それと、それは五十一年のときに比べてやはり保護者の方が代表であろうと何であろうと、一人入ったということは大きな前進だというふうに思いますか、それではもともと民生委員の方とか、保育園の園長さん、社会福祉協議会の代表とかありますが、これは保育料の調査専門委員を決めるに当たって、そういう方たちを選びなさいという規定があるのでしょうか。私は、ちよつと他市を調べてもこう思うのですけれども、保育料の専門委員会のメンバーを決めるときに、他市を調べて、たとえば、秋川市とか、羽村町とか、その近辺ではそうですけれども、ちよつと行きますと武蔵野とか、立川とか、そういう所を調べてこれというふうなメンバーの構成にされたのかどうなのか。その辺は、調査されたことがあるのかどうかも合わせて聞かせてください。

それと、都立保育園の移管については、いま助役も答えられて中身はよくわかりましたが、せひその立場をこれからも貫いていただきたいと、強く要望しておきます。

健康センターですけれども、いま残見部長答えられました保健婦の採用についてまず一点目聞かせてもらいますと、保健婦さんというのはなかなかなくて、七月に採用し

たら一名あつたということなのですが、その方が辞退したから来年度の四月になつちやつたと言うのですけれども、そういうことでしたら、なおよしのこと、ことしの三月卒業されたのに、「辞めるか辞めないかわからなかつたのだよ。」「だまつて人の話を聞きなさい。」と呼ぶ者あり）なぜそういうふうな手だてをされたのか、そこら辺を聞かせてください。それに再募集をされて、たまたま四月に一人ありまして、これを来年度の四月からは何とか保健婦さんが手だてでされたということ結構だと思うのです。ですからこの考え方は、健康センターの職員の考え方が、それがこういうことだからギリギリになつて仕方ないだろうけど七月にやれば間に合うだろうというふうな考え方ではなかつたかと、その考え方を私はさっき市長に再質問のとき聞かせていただきましたのですけれども、ちよつと答えられないのでこの点、市長に聞かせてください。ですから、いまの職員の数で十分に努力されているとよく承知しておりますけれども、先ほども言いました一歳六カ月の検診が来年度から新しい市の事業で行われようとしておりますね。こういうことをこの間の私の質問で答えていたのだのですけれども、そういうふうな新しい事業やいまだある事業を行うに当たって、現場の職員の皆さんの声は、なかなか市長としてもいろいろあつて聞かれてもなかなか大変だろうと思ふのですけれども、現実には他市がどうなっているか、そこいらもちよつと聞かせていただきたいのです。

私が調べたところでは、隣りの秋川市は、健康センターを設置したときに、すぐに健康課というのを設置しまして、課長以下九名の職員でこの健康センターを維持管理して、業務に励んでいるわけです。そういう点を考えてみましても、私はまだまだ福生市としては、その点は立ち遅れているのではないかと、思うのです。

この間、先ほど登壇して発言しました武生市の保健センターを私たちは視察に行つたわけですが、これも、ここを見ましても健康センターが保健センターという名前前の建物で建つておりましたけれども、そこには保健婦を六名置いてあるわけです。内訳は臨時の保健婦さんが二名ということですが、それで訪問活動も行つてゐるという事です。六万市民のところでも六名の保健婦さんを置いて、市民の健康を守つておられるわけですから、私は首都東京にある福生市において、それができないということはないというふうに思うのです。そこ辺も市長の考え方ですけれども、施政方針でも市民の健康を守つていきたい、ということを市長は言われております。それらの点と合わせて、では、あれだから十名にするというわけにはいかないのですから、当面、市長としては健康センターを、こういうふうにしていくのかという基本的な考え方を聞かせていただきたいというふうに思います。

○市長（田村匡雄君） 答え申し上げますが、ただいまの健康センターの保健婦等職員の関係でございしますが、御案内のように限られた陣容で、限られた財政というふうなこともございします。

現在のところ、他市を見ましてもまるきりない場合もございします。現在のところ職員に努力していただき、またどうしてもという場合には、パート等を利用させていたさしまして、何とか運営していきたいというふうに考えております。また先ほど言われましたように、東京都のいろいろなことで子宮がん検診とか、肺がん検診とかがございします。それから来年から一歳六ヶ月の健康診断等も行つておりますが、その時点ですばいいろいろと考えていきたいと、とにかく、ずれにしても、限られた陣容で努力していく。健康センターだけじゃなくて、その他についても、そういうことが言われるということもございしますので、よろしくひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○助役（古谷徳男君） 自席から、保育料の五十八年度以降の考え方がございしますけれども、私からお答え申し上げますが、御承知のように保育料については、いま使用料にすべきとか、負担金という解釈の相違点もあろうかと思つたのですけれども、いづれにいたしましても、この保育所に措置するという義務が市町村長にあるのでございしますけれども、

ども、やはりこれは児童措置法その他によりまして、いままでの保育所のあり方、そういったものが資金面になりますと、早く言えば幼稚園化してきたとかいう、そういった形、あるいは幼稚園と保育園はもう区別しなくてもいいんじゃないかと、そういう国の方でも懇談会等で検討されておるわけをございますけれども、市の方の保育所にいたしましたも、そういった現在におきましては、働く婦人の方々の子供さんが非常に多いと思います。

そういう中で、いままでの市の考え方としては、そういう公の施設という一般のたれでも利用できる施設ではございませんし、そういった一部と申しますとあれですけれども、幼児のうちの五千人数度いるわけですが、その二〇%程度の千人ちよつこの利用とこういうことになっておるわけをございます。そういう中におきまして、やはり現在の財政状況を考えますと、受益者負担的な考え方でいくべきじゃないかと、そういうようなことで専門委員会の中の審議経過におきまして、そういう問題がやはり強く打ち出されております。そういう中で、いま言ったような五十八年度以降の保育料をどうすべきか諮問はしてきたわけをございます。その答えとしては、五十七年度の保育料の国基準の五〇%を基準といたすべきだと、そこで過去六年間改定もしなかつたということも一つ指摘がございまして、今後はその社会情勢等において、スライトするような方向がよろしいのと、こういうことが

原則でございまして、特に五十八年度以降については、社会情勢、その他財政事情、それから近隣の市町との関係、そういったもののこの均衡を取りながら是正していくべきであること、二つうふうな答申が出されておりますので、これらについては自治法という専門委員さんにお願ひする必要がある、市長の考え方でお願ひすることになろうかと思うのですけれども、答申の趣旨は、暫時そういった均衡を保つような方法で是正すべきだと、二つう二つうことになっておりますので、それらは状況を見ながら専門委員会にお願ひするかどうか、そういうことでやっていきたいと、このように思います。

○福祉部長(須崎進君) 答えたいします。

まず、専門委員のメンバーの保護者の代表の選び方でございますけれども、保育所のいろいろな連絡、それから調整等につきましては、現在十二園の保育園の中で保育協議会というものをつくりまして、いろいろとお願ひやらいろいろなことを申し上げ、協議あるいは研修をしているものでございしますが、その中からぜひひとつ保護者の代表を一名選んでいただきたいという形で、一千百八十五名の代表ということで保育協議会にお諮りいたしまして人選をしていただけた方でございます。

それから、もう一点、専門委員会の制度ということもございしますが、これは各市によ

りまして違ふようでございます。私どもといたしましては、専門委員設置に関する規則に基きまして、自治法の百七十四条の規定によりまして、保育料の徴収すべき費用について調査のため専門委員会を置くという形で、そういう専門委員会制度を取りまして、広くこの保育料について協議をしていただくというような制度を採用しているというところでございます。市におきましては、この同じような制度を取っている所は、三市あると思いますが、またいろいろな方法で市長の検査だけでやっている所、いろいろあるようでございますけれども、福生市におきましては、昭和四十四年以降、この専門委員設置に関する規則に基づいてこれらを御答申申し上げているわけでございます。そういう御答申をいただいて実施をしていると、今後もうこういう形をずっと続けていくというところでございます。

○十一番(原敏子君) 私に言っているのはそれを聞いていないのですけれども、保育料については、いま助役が答えられておられるのですけれども、私はことし専門委員会にかけた答申を受けて、五十八年度以降も国基準の五〇%かどうのと言っていますけれども、それではそれ以後のときに、何もしないうちに専門委員会を開く必要はないわけですけれども、来年五十八年度からまた値上げをするというときに、そのときに専

門委員会にかけるのかどうなのか、規則によつてかけなくてはいけないことになっていきますけれども、答申がそういうふうになっていて、何かそこがはつきりされていないのです。そこを一言でいいですから聞かせてください。

それと、いまの助役の、私は規則がどうのこうのじゃなくて、いろいろな市があるのはわかっています。いろいろな面も入れて、いろいろな審議をしているのはよくわかっていますけれども、その専門委員を決めるに、福生市において民生委員の方とか、園長さんとか、保護者の代表は一人なのか、そういうことはどういうふうにして決められたのかということ聞きたいのです。なぜ保護者の代表が一人なのかということ。根拠が何かあると思うのです。ただ漠然と民生委員を一人にして、議員を二人にしてというふうな決め方じゃないと思うのです。

それと、いま言われた今回の保護者の代表の方は、十二園の保育協議会と言われましてけれども、これは保護者の協議会じゃなくて、園長さんの協議会じゃないかというふうに、ちよつとわからないので、そこだけ聞かせてください。園長さんの協議会なのか、保護者の代表が集まっている代表なのか、それだけちよつと聞かせてください。

それと市長が言われた健康センターの職員の問題ですけれども、市長から財政的な

問題もあるとかいふ言われました。他市を見ても切りがないと言われるけれども、切りがないところは確かにありますけれども、でもうちの方は、最低なのですからまだ切りがないというほどじゃないと思うのです。保育料を国基準の五〇％も取るなら、市民の健康を守るところも他市の平均ぐらゐに置いていただけたら市の職員もさらにもっとも頑張つて仕事ができるようになるのではないかというふうに思うのです。そういう点、来年度の業務に当たっては、その時点でできなければパートでも職員をふやすしかないということもいふ言われたので、今後の市民の健康を守るという点で、予防するという点でどうなのかという二点をもう一度……。市長が施政方針で言われました。基本計画でも出されています。その点、最初のところに立ち戻つて、あそこが五人だからここに四人だということになる考え方もなくて、もっとも他市もいろいろ見ていただき、いろいろな事業もまだまだ福生市ではない事業がたくさんあるわけです。そこら辺も兼ね合いを見ながら努力していただきたいということを要望しておきます。その点だけ聞かせてください。

○福祉部長（須崎進君）　まず、保育協議会でございますが、確かに役員は園長でございますが、一応保育さんそれからあるいは保護者の方も研修などは、いろいろの中で参画をしていただき、またそういう方々の御意見も入れて、協議会がいろいろ運営をされてい

るということでございます。

それから、専門委員の選任でございますが、自治法第七十四条の規定でございますが、一応学識経験を有する方ということでございますが、当市におきましては、民生委員それから議会の代表の方、保護者の代表の方、幼稚園の代表の方、さらに社協の代表の方ということ、これは学識経験を有するということ、保育園についてやはり公平に審議をしていただくというような形になるわけでございます。そういう方々を代表としてお願いを申し上げ、御審議をいただいております。

○十一番（原敏子君）　それでは、保育料についてだけちょっと要望させてください。

いま言われた保育協議会、いつごろからできたのか知りませんが、私も保育園の役員を何年かやつたことがありますけれども、そういう話は一回も聞いたことがありませんし、今回のその専門委員になられた保護者の代表も、ほかの保育園の保護者の方たちに聞いて、保護者会の役員の方たちに聞いても、何も知らないと言つてみればその保育園にいらつしやる親すらも知らないではないかということ。そういう点では、私は今回の専門委員会のメンバーに当たつて、このたった一人入られた保護者の代表の方は大変気の毒だったというふうに思っています。